

伊藤 毅 様

神奈川県監査委員	村 上 英 嗣
同	吉 川 知恵子
同	中 家 華 江
同	しきだ 博 昭
同	松 本 清

神奈川県職員措置請求について（通知）

令和6年4月5日付けで受け付けた神奈川県職員措置請求（以下「本件措置請求」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の定める住民監査請求の要件を具備していないことから却下する。

（理由）

1 住民監査請求の要件

法第242条第1項の規定により、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

この住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実により、当該地方公共団体の財産的損失を生じ、又は生じるおそれのある場合において、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填することを目的としてなされるものである。

そして、住民監査請求においては、対象とする財務会計上の行為又は怠る事実を他の事項から区別し特定して認識することができるように個別的、具体的に摘示することが必要であるとされており、また、当該財務会計上の行為又は怠る事実が違法又は不当であるとする理由を具体的に摘示することが必要であるとされている。

2 本件措置請求の審査

請求人は、事実証明書において、「セキュリティゲートが歴史的な建物を毀損することは明らかである」、「セキュリティゲートを庁舎に設置すると、職員の行動、思考、感情が悪い方向に変わる」、「（セキュリティゲート導入に当たり県は）一番重要な県民の声を聞いていない」、また、「セキュリティゲート導入計画の費用対効果分析を実施し、毎年3千万円以上の赤字が発生することが判明した」と述べている。そして「結論」として、「計画の妥当性を示す根拠がまったくありません」、「妥当性のない計画に税金を投入してはいけません」と主張し、「閉鎖的かつ威圧的な自治体になるという意味でも、セキュリティゲート導入計画は絶対に中止すべき」と結んでいる。

本件措置請求において、請求人は、令和6年度当初予算案として議決されたセキュリティゲートの設置に対して、請求人の価値観に基づいた反対意見を述べているに過ぎず、また、請求人の行った費用対効果分析は、不審者対応に係る人件費の削減額のみを効果としているなど、請求人の主観に基づく計算によるものとなっている。

そのため、請求人が財務会計上の行為である本庁庁舎のセキュリティゲート設置に係る公金の支出自体が違法又は不当であるとする理由を具体的に摘示しているとは認められない。

3 審査の結果

以上のことから、本件措置請求は法第242条第1項に定める要件を欠くものであり、不適法なものである。